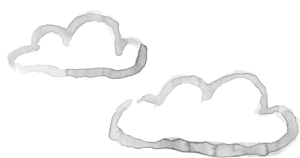


大阪産業 大学



外国人留学生ハンドブック



Osaka Sangyo University

目次

まえがき----- 1

I. 連絡、届出、在籍確認など

1. 大学の情報について----- 2
2. 国際交流係について----- 2
3. 在籍確認----- 3
4. 住所や電話番号の届出----- 3
5. 在留資格の変更----- 4
6. 困りごとの相談----- 4

II. 日本語の学習----- 5

III. 在留管理について

1. 居住地の届出・変更の届出---- 6
2. 在留カードの携帯義務----- 6
3. 在留カードを紛失したら----- 7

IV. 在留・再入国の手続き

1. 在留期間の更新----- 8
2. 「みなし再入国許可」制度---- 10

V. アルバイトの許可申請と条件

1. 資格外活動許可の申請----- 11
2. アルバイトの条件----- 11

VI. 授業料減免制度について

1. 減免の申請----- 13
2. 減免率・認定基準----- 13

VII. 奨学金制度について

1. 奨学金出願登録----- 15
2. 奨学金一覧表----- 16

VIII. 健康管理

1. 国民健康保険----- 17
2. 大産大学生健康保険互助組合---- 18
3. 健康診断----- 20

IX. 文化交流事業

1. 新入生歓迎会 ----- 21
2. 小中学生等の交流会----- 21

X. 日本での就職

1. 就職活動とその準備----- 22
2. 就職する際の在留資格と
仕事内容----- 23
3. 在留資格変更の手続き----- 23
4. 卒業後の就職活動----- 24

XI. 卒業・帰国

1. 卒業証書の領事認証----- 25
2. 帰国時にすべきことなど----- 25

XII. 相談窓口----- 27

付録 授業料減免の申し合わせ----- 28

在留期間更新許可申請書にかかわる
発行基準と取り扱い手順----- 31

まえがき

さっし りゅうがくせい かいてき りゅうがくせいかつ
この冊子には、留学生のみなさんが、快適な留学生活がお
がくないがい てつづ りゅうがくせい し
くれるよう、学内外の手続きや、留学生として知っておくべき
やくだ じょうほう の
こと、役立つ情報などを、載せてあります。

がくせいか こくさいこうりゅうかかり
学生課 国際交流係



I 連絡、届出、在籍確認など

1. 大学の情報は大学webサイトやお知らせ配信メールで

呼出や奨学金の案内など留学生に必要な情報は、Portal-OSUやメールでお知らせします。

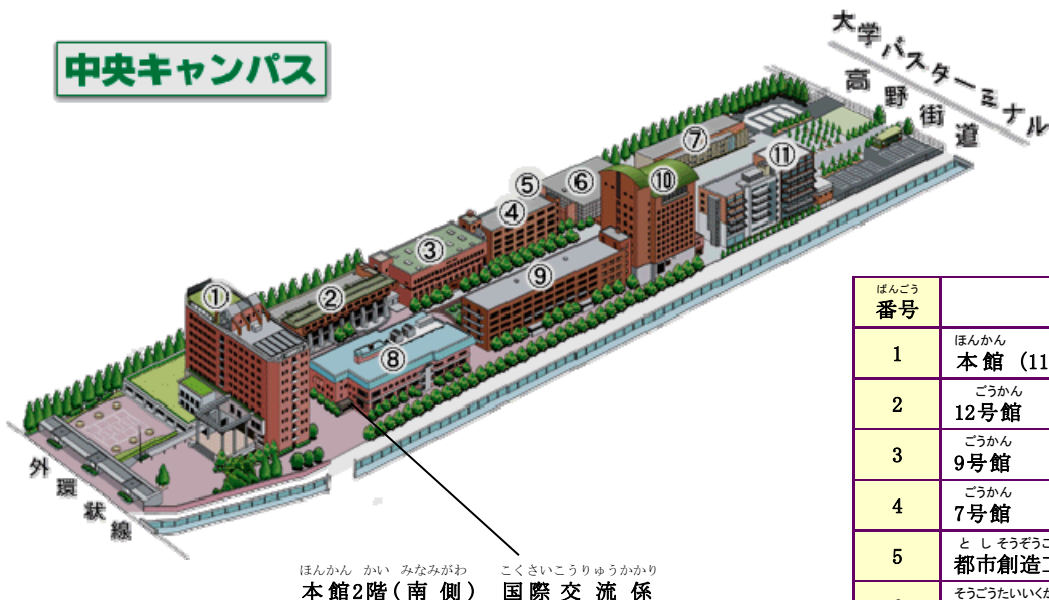
Portal-OSUのメール通知設定をして、大学からのお知らせ配信メールを受信できるようにしておきましょう。国際交流係からののお知らせは、種別「学生生活」で配信されます。

2. わからないことがあれば国際交流係へ

国際交流係（本館2階）では、留学生の学生生活に関わる各種手続きを行ったり、相談に応じたりしています。窓口受付時間は、次のとおりです。

平日9:00～17:00 土曜9:00～12:30

中央キャンパス



番号	施設名
1	本館 (11号館)
2	12号館
3	9号館
4	7号館
5	都市創造工学科実験・解析棟
6	総合体育館
7	新産業研究開発センター
8	総合図書館
9	5号館
10	14号館
11	16号館

3. 月に一度在籍確認を受ける

文部科学省と出入国在留管理庁から、留学生の在籍管理を厳格に行うように指示があり、本学では、毎月1回、国際交流係にて留学生の在籍確認を実施しています。

在籍確認を受けない学生については、文部科学省および出入国在留管理局へ「所在不明者」「長期欠席者」としてに報告することになります。それにより、授業料減免の取り消し、出入国在留管理局による在留期間更新、資格外活動許可、就職時の在留資格変更の審査で不利になります。

※2月、3月、8月、9月の在籍確認はありません

2026年度の在籍確認の日程は以下のとおりです。

ねんど	ざいせきかくにん	につてい	いか
4月度	4月13日(月)	～	17日(金) ※2年生以上対象
	4月20日(月)	～	24日(金) ※新入生対象
5月度	5月11日(月)	～	15日(金)
6月度	6月8日(月)	～	12日(金)
7月度	7月13日(月)	～	17日(金)
10月度	10月5日(月)	～	9日(金)
11月度	11月9日(月)	～	13日(金)
12月度	12月7日(月)	～	11日(金)
1月度	1月8日(金)	～	15日(金) ※土日祝除く

時間 9:30～16:30 [窓口時間と異なります] 場所 国際交流係

4. 住所や電話番号が変わった時は、教務課へ届出を

授業料納付書の未着、緊急連絡が取れないなどのトラブルを避けるため、住所、電話番号は常に正しいものを届けてください。変更があった場合は、Portal-OSUの「教務システム」⇒「学生メニュー」⇒「学生情報登録申請」から変更してください。

5. 在留資格が変更されたら、国際交流係に届出を

在留資格が「留学」から「家族滞在」や「日本人の配偶者」など他の在留資格に変更された場合は、すぐに国際交流係に届け出てください。

6. 何かに困ったらすぐに相談を

留学生活を送る上で、様々な悩みや問題が発生するかもしれません。自分で解決できず困っているときは、一人で悩まず、気軽に国際交流係に来て、相談してください。また、心の悩みには、学生相談室で専門のカウンセラーが相談に応じています。

学生相談室

学業や進路の不安、日常生活で困ったこと、対人関係など、どんなに小さなことでも結構です。

【申し込み方法】

カウンセリングの申し込みは学生相談室へ電話、もしくは直接来室してください。（※相談は原則として予約制です。Eメール等での予約は、受付けていません）

- 面談時間は1回50分です

- 電話番号：072-875-3001（代表）内線4208・4212

- FAX：072-875-3046

- 開室時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

（昼休み12:00～13:00）（予約受付9:00～16:00）

（※夏期休暇中・年末年始等は大学の休暇のため、受付できないことがあります。）

- 学生相談室の場所：中央キャンパス 12号館5F 12508室（受付・相談室）、12507室（相談室）

Ⅱ にほんご がくしゅう 日本語の学習

にほんりゅうがく せいか たか にほんごのうりよく み たいせつ
日本留学の成果として、高い日本語能力を身につけることは、とても大切な
こと。じゅぎょう だいがく ていきょう きょうざい がくしゅうしせつ かつよう
ことです。授業だけではなく、大学の提供する教材や学習施設を活用して、
にほんご じょうたつ つと
日本語の上達に努めてください。

がくしゅうしえん かつよう
ランゲージカフェと学習支援センターを活用しよう！



●ランゲージカフェ (ほんかん ごうかん あいだ たてもの かいわ
たの がいこくご まな にほんご
を楽しみながら、外国語を学ぶことができます。日本語の
たんとうしゃ しゅうふつ かざいしつ の
担当者も週2日在室しています。コーヒーなどを飲みな
がら、リラックスした気分 (きぶん) にほんご まな
で日本語を学びましょう。

い か とお
スケジュールは以下の通りです。

かいしょにちじ げつ きんようび す じかん にゅうしつ
(開所日時：月～金曜日 12:00～17:00) ※好きな時間に入室してください。

げつようび えいご にほんご りゅうがくせいたいしゅう
月曜日：英語/日本語 (留学生対象)

かようび ちゅうごくご ご
火曜日：中国語/フランス語

すいようび えいご
水曜日：英語

もくようび えいご ちゅうごくご ご
木曜日：英語/中国語/ドイツ語

きんようび にほんご りゅうがくせいたいしゅう ちょうせんご かんこくご ご
金曜日：日本語 (留学生対象) / 朝鮮語 (韓国語) / ドイツ語

ようび へんこう ばあい
※曜日は変更になる場合があります。

ご かくつきこうはん にちいこう もく きん じっし
※ドイツ語は各月後半 (15日以降) の木・金に実施いたします。

がくしゅうしえん ごうかん かい
●学習支援センター (9号館1階)

じゅぎょうちゅう しつもん りかい ないよう そうだん しどう
授業中に質問しにくいことや理解できない内容などについて、相談や指導
う を受けることができます。留学生のために日本語のチューターが 週2日在室
ふくしゅう じゅぎょう ぎもんでん きがる そうだん
しています。復習や授業での疑問点などがあれば、気軽に相談してください。

また、オンライン相談も受け付けています。利用する前に、必ず大学ウェブ
サイトのトップページ MENU「学生生活に関すること」から「学習サポート・教育
かてい がくしゅうしえん かいしよじょうきょう かくにん
課程」の「学習支援センター」から開所状況を確認してください。

Ⅲ 在留管理について

「留学」などの在留資格で日本に中長期滞在する人は、出入国在留管理局や、市役所・区役所でさまざまな手続きが必要です。手続きを怠ると、法令違反になることがありますので、注意してください。

▶ 詳細は出入国在留管理庁のウェブサイトを確認してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>

1. 住居地の届出・変更の手続き

● 住居地が決まったとき（転入届）

空港で在留カードを受け取った後、住居地が決まってから 14 日以内に、住居地の市役所・区役所で住居地の届出（転入届）をする必要があります。

◆ 必要書類 ◆

- ・在留カード
- ・パスポート

● 引っ越したとき（転居届）

引っ越しをした場合は、14 日以内に新しい住居地の市役所・区役所で「転居届」を提出してください。必要な手続きは、引っ越し前と引っ越し後の市区町村のホームページで確認してください。

2. 在留カードの携帯義務

外出時は必ず在留カードを携帯してください。

警察官から提示を求められた場合には、提示する義務があります。携帯していない場合や提示しなかった場合には、以下のような罰則があります。

- ・携帯していない：20万円以下の罰金
- ・提示しなかった：1 年以下の懲役または 20万円以下の罰金

3. 在留カードを紛失した場合

在留カードは、大切な身分証明書です。失くさないように十分注意してください。万が一、紛失や盗難にあった場合は、次の手順に従ってすみやかに再発行の手続きを行ってください。

① 警察に届け出る

最寄りの警察署や交番で、「遺失届」または「盗難届」を提出し、「届出証明書」を受け取ってください。（届出証明書が発行されない場合は、届出の受理番号をメモしておいてください。）

② 出入国在留管理局で再交付の申請をする

紛失した日（紛失に気づいた日）から14日以内に、住居地を管轄する出入国在留管理局で再交付の申請をしてください。
再交付には、在留カード再交付申請書とパスポート、写真1枚（縦4 cm×横3 cm）、警察で発行された届出証明書（または受理番号）が必要です。

IV 在留・再入国の手続き

1. 在留期間の更新（延長）について

■更新が必要な理由

在留期間が満了すると、日本に滞在することができなくなります。留学を継続する場合は、在留期間を更新する必要があります。

■申請時期

出入国在留管理局への申請は、在留期限の3ヶ月前から当日まで行うことができます。必要書類の準備がありますので、まずは国際交流係に相談してください。

■主な必要書類

申請に必要な書類は、更新理由により異なります。（1）と（2）の両方の書類を揃えて申請して下さい。

このほかにも、出入国在留管理局の指示により、経費支弁者から送金を受けている立証書類、預金通帳のコピー、アルバイトの在職証明書・給与明細書、奨学金受給証明書、授業料減免証明書などが必要となる場合があります。

所属機関等作成書類の発行には、5日間程度かかります。更新期日に余裕をもって国際交流係に申込をしてください。

（1）必ず提出する書類（全員）

① 在留期間更新許可申請書（本人作成書類、所属機関等作成書類）

※成績不良者には、所属機関等作成書類を発行できない場合があります。

② パスポート

③ 在留カード

④ 提出書類一覧表

⑤ 各種確認書

⑥ 6,000円（収入印紙代）※更新が許可された場合のみ

(2) 更新理由ごとの必要添付書類

■ 本学入学に伴う更新

① 入学許可書（入学後は在学証明書）

② 前校の卒業証明書

③ 前校の出席・成績証明書（大学・短大卒業生は出席証明は不要）

※ 年度途中の更新には「履修登録確認表」「本学の成績証明書（成績が出ていない場合は不要）」も必要です。

■ 進級に伴う更新（例えば3年生から4年生に進級する場合など）

① 在学証明書

② 成績証明書

※ 留年した場合は、別の書類が必要ですので、国際交流係に問い合わせてください。

■ 大学院進学に伴う更新 その1（学部→大学院）

① 大学院の入学許可書（入学後は在学証明書）

② 学部の卒業証明書（卒業前は卒業見込証明書）

③ 学部の成績証明書

■ 大学院進学に伴う更新 その2（研究生→大学院）

① 大学院の入学許可書（入学後は在学証明書）

② 研究生時の在籍期間証明書（教務課発行）

③ 研究生時の指導担当教員が作成した「成績証明書」の代わりとなる証明書（指導担当教員が研究生の研究内容、研究期間、評価などを記載し、署名または捺印したものであれば、様式は問いません。）

④ 研究成果についての本人のレポート（様式は自由）

ざいりゅうきかんこうしん だいがく しんせいとりつぎ 在留期間更新の大学による申請取次について

じゅぎょう けんきゅう ふく じぶんじしん しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく
授業・研究（アルバイトは含みません）で、自分自身で出入国在留管理局
しんせい い じかん ひと だいがく しんせいとりつぎ おこな かのう きぼう
に申請に行く時間がない人は、大学が申請取次を行うことも可能です。希望す
ばあい ざいりゅうきげん かげつまえ かげつまえ あいだ こくさいこうりゅうかかり ひつよう
る場合は、在留期限の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、国際交流係に必要
しよるい そろ もう こ
書類を揃えて申し込んでください。

さいにゆうこくきよか せいど 2. 「みなし再入国許可」制度について

せいど がいよう ■制度の概要

ゆうこう ざいりゅう も しゅつこく ねんい ざいりゅうきかんない
有効なパスポートと在留カードを持って出国し、1年以内かつ在留期間内
さいにゆうこく ばあい げんそく さいにゆうこくきよか ふよう せいど
に再入国する場合は、原則として「再入国許可」は不要です。この制度を
さいにゆうこくきよか
「みなし再入国許可」といいます。

ちゅうい ちん ■注意点

- きゅうがく ばあい さいにゆうこくきよか せいど りよう しゅつこく じ
・休学する場合は、「みなし再入国許可」制度を利用できません。出国時
ざいりゅう へんのう
に在留カードを返納してください。
- さいにゆうこく かなら ざいりゅうきかんない おこな きげん す ざいりゅうしかく
・再入国は必ず在留期間内に行ってください。期限を過ぎると在留資格
しつこう
が失効します。
- かいがい ざいりゅうきかんえんちよう
・海外からの在留期間延長はできません。
- しゅつこく じ ざいりゅう ていじ さいにゆうこくよてい らん
・出国時には、在留カードを提示し、EDカードの「再入国予定あり」の欄
い
にチェックを入れてください。

きゅうがくちゅう にほん 休学中は日本にすることはできません！

りゅうがく ざいりゅうしかく だいがく まな もくてき
「留学」の在留資格は、大学で学ぶことを目的とするものです。
きゅうがくちゅう じょうけん がいとう とくべつ りゅう な かぎ にほん
休学中はその条件に該当しないので、特別な理由が無い限り、日本にいる
みと きこく にほん たいざい いちじてき
ことが認められません。帰国せずにそのまま日本に滞在したり、一時的にでも
とちゅう にゆうこく じかい ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい ふきよか
途中で入国したりすると、次回の在留期間更新許可申請のときに不許可にな
かのうせい
る可能性があります。

V アルバイトの許可申請と条件

1. 資格外活動許可の申請

「留学」の在留資格では、原則としてアルバイトはできません。アルバイトをするには、出入国在留管理局に「資格外活動許可」の申請と許可が必要です。

■申請方法

本人が出入国在留管理局へ行き、「資格外活動許可」の申請をして許可を受けてください。

※一度許可を得れば、アルバイト先が変わっても有効期間中は再申請不要です。

■必要書類（出入国在留管理局へ提出）

・資格外活動許可申請書

・パスポート

・在留カード

■更新時の注意

在留期間を更新する場合、資格外活動許可も再申請が必要です。

新しい在留カードを受け取る時に、改めて申請してください。

2. アルバイトの条件

(1) 勤務時間の上限

・授業期間中：週28時間以内

・長期休業中：週40時間以内（1日8時間以内）

※長期休業期間は大学Webページ等で確認してください。

★許可時間の厳守！

資格外活動許可の許可時間（週28時間）を超えて勤務すると入管法違反となり、警察や入管の取締りの対象となります。その場合、学内の処分対象となり、授業料減免の取消しとなります。また、在留期間更新が認められ

たいきょきようせい かのうせい
なかったり、退去強制となる可能性もあります。

（２）禁止されている業種

ふうぞくえいぎょう がいとう ぎょうしゅ せいそう さらあら など きんむ
風俗営業に該当する業種では、清掃・皿洗い等でも勤務できません。

【禁止されている業種の例】

バー、キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター、ソープランド、
ストリップ店、ラブホテル、個室マッサージ、ホステスのいるスナックやパブ、
出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売など。
また、一部のガールズバーやメイド喫茶も風俗業に属しています。

休学中のアルバイトは禁止！

しかくがいかつどうきよか りゅうがく かかわ かつどう おこな ようけん
資格外活動許可は、「留学」に係る活動を行っていることが要件となっ
ています。そのため、休学中は「留学」に係る活動を行っていないため、資格外
活動（アルバイト）は一切認められません。

きゅうがくちゅう げんそく にほん たいざい
※休学中は、原則として日本に滞在することができません。

VI 授業料減免制度について

大阪産業大学では、留学生の皆さんが学業に専念できるように、一定の要件を満たせば授業料の一部が免除される「授業料減免」を行なっています。

授業料減免は毎年申請しなければなりません

授業料の減免は、授業料が自動的に減額されるのではなく、みなさんから申請に基づいて行われます。定められた期間内に申請しなければ、授業料が減額されませんので注意してください。また、減免の申請は毎年行う必要があります。

◆ 授業料減免の申請時期 ◆

日 時：2026年5月18日（月）～5月22日（金）17：00 まで

申請方法：webclass よりオンライン申請

※受付期間以外は一切受け付けませんので、忘れずに申請してください。

在留資格が「留学」であることなどが条件です

この減免制度は、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生のうち、経済的理由により修学が困難であると認められた人が対象です。

在留資格が「家族滞在」「日本人の配偶者等」などの場合は申請できません。

研究生、科目等履修生、短期外国人留学生、国費留学生は申請することができません。

※下線部およびその他の認定条件については、募集要項で確認してください。

減免率は在籍区分、学年により異なります

在籍区分	学年	減免額
1年生から入学した学部生	1年生	授業料の50%
	2年生～	授業料の30%ただし前年度成績優秀者は50%
編入学した学部生 大学院生	全学年	授業料の30%

げんめん こうきじゅぎょうりょう ちょうせい じゅぎょうりょうのうふほうほう
減免は後期授業料で調整されます（授業料納付方法）

ぜんきじゅぎょうりょう ぜんがく のうにゅう こうきじゅぎょうりょう ねんかん めんじょがく そうがく さ
前期授業料は全額を納入し、後期授業料は1年間の免除額の総額を差し
ひ がく のうにゅう したが めんじょ ひと こうきじゅぎょうりょう
引いた額を納入します。従って50%免除が認められた人は後期授業料を
しはら ひつよう きょういくかんきょうじゅうじつひ しょうかいひ こうき
支払う必要がありません。ただし、教育環境充実費および諸会費は後期も
しはら ひつよう
支払う必要があります。

しゅうとくたんいすう すく げんめん せいせき にんていきじゅん
修得単位数が少ないと減免されません（成績による認定基準）

しんにゅうせい ねんせい ねん じしんへんにゅうせい げんそく しんせいしゃぜんいん
① 新入生（1年生、3年次新編入生）は、原則として申請者全員について
げんめん ひと じゅぎょう しゅつせきじょうきょう わる ばあい しょうがい
て減免が認められます。ただし、授業への出席状況が悪い場合や所在
ふめいあつか ばあい しんにゅうせい げんめん ひと
不明扱いになった場合などは、新入生であっても減免が認められない
ことがあります。

がくぶ ねんせいじょう りゅうねんせい のぞ つぎ がいとう げんめん
② 学部2年生以上（留年生を除く）は次のいずれか1つに該当すれば減免
ひと
が認められます。

しんせいねんど ぜんねんど ねんかん しゅうとくたんいすう たんいいじょう
(ア) 申請年度の前年度1年間の修得単位数が30単位以上であること。

にゅうがく しんせいねんど ぜんねんど しゅうとく たんいすう ねんへいきん
(イ) 入学から申請年度の前年度までに修得した単位数が、年平均30
たんいいじょう ねんせい しんせい ばあい ねんせいしゅうりょうじ
単位以上であること。（3年生で申請する場合2年生終了時で6
たんい ねんせい しんせい ばあい ねんせいしゅうりょうじ たんいいじょうしゅうとく
0単位、4年生で申請する場合3年生終了時で90単位以上修得
していること）

だいがくいんはかせ ぜんきかてい しゅうしかてい ねんせい ねんせいしゅうりょうじ しゅうとく
③ 大学院博士前期課程（修士課程）2年生は、1年生終了時の修得
たんいすう たんいいじょう
単位数が10単位以上であること。

にんていきじゅん くわ ぼしゅうようこう もう
※ このほかにも認定基準がありますので、詳しくは募集要項およびP28の申
あわ かくにん
し合わせ」を確認してください。

しょうがくきんせいど Ⅶ 奨学金制度について

がくぎょうせいせき じんぶつ すぐ りゅうがくせいかつ つづ けいざいてき えんじょ
学業成績・人物ともに優れ、留学生生活が続けていくために経済的な援助を
ひつよう りゅうがくせい たい くに しょうがくだんたい しょうがくきん しきゅう
必要とする留学生に対し、国や奨学団体から奨学金が支給されています。

しょうがくきんしゅつがんとよろく 1. 奨学金出願登録

しょうがくきん じゅきゅう きぼう ひと ねん どの はじ がつ き きかんない
奨学金の受給を希望する人は、まず年度初め（4月）の決められた期間内に
しょうがくきんしゅつがんとよろく しゅつがんとよろく がくせい たいしょう おも
奨学金出願登録をしなければなりません。出願登録した学生を対象に、主に
がくぎょうせいせき しん さ おこな しょうがくきん ひ すいせんしや けつてい
学業成績により審査を行い、それぞれの奨学金の被推薦者を決定します。

しゅつがんとよろく しょうがくきん すいせん
出願登録をしなければ、どの奨学金にも推薦されません
しゅつがんとよろく げんそく ほんねんどちゅう ぼしゅう すべ しょうがくきん
出願登録をしなければ、原則として本年度中に募集のある全ての奨学金
こうき ぼしゅう らいねんど しきゅう よてい しょうがくきん ふく すいせん う
（後期に募集があり来年度に支給される予定の奨学金を含む）への推薦を受け
ることができません。

しゅつがんとよろくしんせい じ き ◆ 出願登録申請の時期 ◆

にち じ ねん がつ にち げつ がつ にち すい
日 時：2026年4月13日（月）～4月15日（水）17：00 まで

しんせいほうほう しんせい
申請方法：webclass よりオンライン申請

うけつけきかんいがい いっさいう けつ わす しんせい
※受付期間以外は一切受け付けませんので、忘れずに申請してください。

しょうがくきん べつ と ぼしゅう おこな 奨学金によっては、別途、募集を行うことがあります

よねやまきねんしょうがくきん いちぶ しょうがくきん かぎ べつ と ぼしゅう
「ロータリー米山記念奨学金」などの一部の奨学金に限って、別途、募集を
おこな
行うことがあります。

ばあい しゅつがんとよろく ひと いちど しょうがくきん しんせいしよるい
その場合は、出願登録した人であっても、もう一度その奨学金の申請書類を
ていしゅつ ひつよう ぼしゅう し けいじばん おこな
提出する必要があります。募集のお知らせは掲示板で行います。

2. これまでに推薦依頼のあった主な奨学金

これまでに推薦依頼のあった主な奨学金は下表のとおりです。大学からの推薦者は、4月に奨学金出願登録をした人の中から選考するため、一部の奨学金（ロータリー米山記念奨学金など）を除き、その都度募集を行いませんのでご注意ください。

奨学金名	選考時期	対 象	給付額（月額）	給付期間	採 用 通 知
文部科学省 外国人留学生 学習奨励費	4 月	全 学	学部 48,000 円 大学院 48,000 円	1 年	6 月下旬
J E E S 奨学金	5 月	学部・大学院	40,000～50,000 円	6 ヶ月～ 最長 2 年	8 月下旬
朝鮮奨学会奨学金	5 月	全 学 (韓国籍・朝鮮籍)	学部 25,000 円 修士 40,000 円 博士 70,000 円	1 年	9 月上旬
佐藤陽国際奨学財団 奨学金	6 月	学部・大学院	学部 180,000 円 大学院 200,000 円	2 年	10 月上旬
ロータリー 米山記念奨学金	9 月	学部・大学院	学部 100,000 円 大学院 140,000 円	1～2 年	2 月上旬
平和中島財団 奨学金	9 月	学部・大学院	学部 120,000 円 大学院 150,000 円	1 年	3 月中旬
大遊協国際交流 研究協会奨学金	9 月	学部	50,000 円	3 年	3 月下旬
共立国際交流 奨学金	12 月	学部・大学院	奨学基金 70,000 円 奨学財団 110,000 円	1 年	3 月中旬

* 奨学金により、国籍、学年、年齢の条件がある場合があります。

VIII 健康 管理

日本は「国民皆保険制度」をとっており、すべての人が何らかの健康保険に加入しています。日本に在留する外国人も例外ではなく、留学生の皆さんは国民健康保険に加入することが義務付けられています。未加入や保険料を滞納した場合は、ビザの更新や変更が認められない場合がありますので、必ず加入して保険料を納めてください。

1. 国民健康保険について

日本に1年以上在留する留学生は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して治療が受けられるように加入する医療保険制度です。

国民健康保険の加入者は、病気や怪我で病院に行ったときに、原則として医療費総額の30%を支払うだけでよいことになります。

医療費総額	
国民健康保険による国の負担分 70%	自己負担金 30%

● 国民健康保険への加入方法

住居地の届出をしている市役所・区役所の国民健康保険課などで加入の申し込みをします。申し込みには、在留カードが必要です。

● 国民健康保険の保険料・・・減額申請も忘れずに！

保険料金は、住居地の市町村や収入により異なります。アルバイトなどの収入が非課税範囲内であれば、所得が少ないことを各自が市役所・区役所で申告することによって、通常の保険料金の約5割から7割が減額されます。

● **高額療養費の支給制度（入院や手術をしても安心です）**

同じ月に受けた診療などについて、医療費の自己負担額が定められた限度額（住民税が非課税の低所得世帯の場合、月額35,400円）を超える場合、申請により、その超えた額は「高額療養費」として支給されます。

入院時には、事前に申請すれば高額療養費をいったん支払う必要もありません。長期の入院や手術により医療費が高額になっても、毎月一定額以上は負担しなくても大丈夫ですので、安心して治療が受けられます。ただし入院時の差額ベッド代や食事代などは対象となりません。

申請方法などについては、市役所・区役所の国民健康保険課にたずねてください。

2. 大阪産業大学健康保険互助組合（学健保）について

大阪産業大学独自の医療保険制度です。国民健康保険などの適用を受けて医療機関で病気やけがを治療した場合に、支払った医療費のほぼ全額が補助金として支給されます。

ただし、補助金の支給限度額や、摘要される治療内容（**歯科医院や接骨院などでの治療費は対象外**）が決まっているので、詳しくは学生課に問い合わせてください。

医療費総額	
国民健康保険による国の負担分 70%	学健保からの 補助金 30%

※ 補助金の限度額は、半期（6か月間）で75,000円です。これを超えての支給はされません。

● 加入手続き、組合費の納入について

加入手続きは必要ありませんが、半期ごとに組合費の納入が必要です。組合費は、各年度の前期、後期の授業料納入時に「学健保費」として徴収されます。

研究生、科目等履修生、短期外国人留学生は加入資格がなく、この学生健康保険を利用できません。

● 留年した場合は、継続手続きが必要です

留年生は任意加入となります。学健保へ加入を希望される場合は、所定の期間に組合費を学生課窓口にて納入してください。加入しなかった場合は、治療を受けても補助金が支給されなくなります。

※組合員資格の有効期間は、組合費を納入した前期または後期の6か月間です。で、学期ごとに組合費を納入してください。

● 医療費申請の手続き

日本国内の医療機関で医療費を支払った後、1か月分の領収書のコピーをまとめて医療費給付申請書と一緒に、受診した翌月末日までに学生課窓口に出、または郵送してください。後日、ご本人指定の口座に医療費給付金が振り込まれます。申請書記入時には、領収書以外に印鑑、預金通帳の口座番号情報などがが必要です。

※医療費給付申請書は、学生課窓口にあります。大学webサイト、ポータルサイトからダウンロードすることもできます。

※医療機関で診察を受けるには「保険証」が必要です。留学生は「国民健康保険」に必ず加入してください。

※授業料の延納中は、医療費給付金は支払われません。授業料の延納中に申請されたものは、授業料納入後に支払われます。ただし、延納中であっても申請書は受診の翌月月末までに提出してください。

しんせいきげん

【申請期限】

しんりょう う つき よくげつ まつじつ
診療を受けた月の翌月の末日

ゆうそうじ あてさき

【郵送時の宛先】

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1
おおさかさんぎょうだいがく がくせいけんこうほけんごじょくみあい あて
大阪産業大学 学生健康保険互助組合 宛

3. 保健管理センターが実施する健康診断を受けましょう

毎年4月に、学内で健康診断を実施しています。留学生生活は何かとストレスが溜まり、それが原因で思いがけない病気になったりすることもあります。健康管理の一環として必ず受診して下さい。

この健康診断を受ければ、健康診断書を200円で発行することができます。奨学金の申請、就職活動などで健康診断書が必要となることがあります。しかし、この健康診断を受けていないと、病院でお金を払って健康診断を受けなければならず、健康診断書の発行にも高い費用がかかります。

日程等の詳細は掲示板や保健管理センターのホームページでお知らせします。

IX 文化交流事業

にほん りゅうがく せんもん ちしき え にほんぶんか たい りかい ふか
日本に留学し、専門の知識を得るだけではなく、日本文化に対する理解も深
めてください。また同時に、自分の国のことを日本人たちに紹介してくださ
い。

1. 留学生新入生歓迎会

りゅうがくせい しんにゅうせい かんげいかい かいさい
留学生の先輩たちにより、新入生の歓迎会が開催されます。
しよくじ うた たの
食事をしながら ゲームをしたり、歌をうたったり楽しいひととき
す
を過ごします。
あたらし ともだち せんぱい し あ よ きかい
新しい友達や先輩たちと知り合うとても良い機会ですので、
ぜ ひ さんか
是非参加してください。

2. 小中学校などの交流会

しょうちゅうがっこう こうりゅうかい
にほん こども せいと りゅうがくせい とお
日本の子供や生徒たちが留学生とのふれあいを通して
く に ぶんか ふうしゅう りかい せかい かんしん も
ほかの国の文化・風習を理解し、世界へ関心を持つきつ
つく もくでき しょうちゅうがっこう こうこう ちいき ぶんか
かけを作ることを目的に小中学校や高校、地域の文化セ
ンターなどから、留学生との交流会を開きたいという
ようぼう おお よ
要望が多く寄せられています。
みな こうりゅうかい さんか ぼく あそ おんがく りょうり ことば
皆さんも交流会に参加し、母国の遊び、音楽、料理、言葉
しょうかい
などを紹介してください。

X 日本での就職

日本で就職しようとする場合、就職活動始める時期や方法・ビジネス
マナーなどをよく理解しておくことが重要です。厳しい就職活動を勝ち抜く
ためにも、早めに準備をしてください。

1. 就職活動とその準備

キャリアセンターの活用と就職ガイダンス・説明会等への参加

キャリアセンターでは、留学生の就職に関する相談、指導、情報提供な
どを行っています。

企業の求人情報も随時提供しています。就職のことで相談したいことが
あれば、まずはキャリアセンターへ行ってください。

また、就職活動の進め方は日本人学生と同じです。就職ガイダンス、就
活スキルアップ講座、企業説明会なども行っています。就職活動の方法や
ビジネスマナーなど役立つ情報を提供しますので、ガイダンスや行事には必
ず参加するようにしてください。

日本語能力試験N1とBJT480点以上を取得

日本企業に就職する際にぜひ取得してほしい資格として、日本語能力試験
N1が挙げられます。多くの企業がN1レベルの日本語会話能力を求めています。
また、ビジネス実務における日本語能力を評価する検定試験として、B
JTビジネス日本語能力テストがあります。卒業前年度の秋からは就職
活動の早期選考が本格化しますので、それまでにN1の合格またはBJT48
0点以上の取得を目指しましょう。

2. 留学生が就職する際の在留資格と仕事内容

留学生が就職する際の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」です。大学で学んだことと関連のある仕事や、外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする場合に認められます。

その他、「特定技能」や「特定活動（本邦大学卒業者）」の在留資格もあります。「特定技能」は事前に特定技能試験を、「特定活動（本邦大学卒業者）」は日本語能力試験N1またはBJT480点以上を、それぞれ取得しておく必要があります。

特定技能試験、N1もしくはBJT480点以上を取得しておく、将来就職できる仕事が増えますので、低学年のうちに受験しておくといでしょう。

在留資格の条件に合わない仕事の場合は、就職が決まっても在留資格変更が許可されません。就職活動は、キャリアセンターでの面談を受けて正しい情報を得ながら行ってください。

3. 在留資格変更の手続き

日本の企業等に就職が内定したら、出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行います。大阪出入国在留管理局では前年の12月1日から申請ができます。内定先企業と相談して、早めに申請手続きをしましょう。申請に必要な主な書類は出入国在留管理局のホームページを確認してください。

在留資格変更許可の審査ポイント

大学における学問分野との関連性のある業務か、または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に就くことが大前提です。

雇用企業などの規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、本人の能力が活かせる機会が実際に提供されるかどうか、審査のポイントとなります。

4. 卒業後の就職活動

卒業までに就職先が決まらず卒業後も日本で就職活動を継続するためには、在留資格を「特定活動」に変更する必要があります。（「留学」の在留期間が残っている場合も、卒業式後は学生ではなくなるため、「留学」の在留資格のまま日本に在留することはできません。）在留資格変更の申請には大学が発行する推薦状が必要です。推薦状の発行には、大学独自の基準があります。本学では、キャリアセンターを利用して継続的に就職活動を行っていることが条件ですが、詳しくはキャリアセンターで確認してください。



外国人雇用サービスセンターを利用しよう

外国人雇用サービスセンターは、日本での仕事を探す外国人を支援する厚生労働省の機関（ハローワーク）です。職業相談・紹介、在留資格の相談を行っていますので利用してください。学部4年生・院2年生の4月から利用ができます。

（アルバイトやインターンシップの紹介は低学年から利用できます）

● 大阪外国人雇用サービスセンター

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急 グランドビル 16F

TEL : 06-7709-9465

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>

利用時間 10:00～18:00 （土・日・祝日及び年末年始を除く）

X I 卒業・帰国

留学を終えて帰国するときには、次のことをよく確認して必要な手続きを忘れずに行ってください。

1. 卒業証書などの領事認証と公印確認について

大学が発行した卒業証書や修了証書、各種証明書などを帰国して証明書として使用する場合、提出先によってはそのままでは公式な文書として認めてもらえないことがあります。

その場合は、帰国する前に、皆さんの出身国の大使館・領事館で認証（領事認証）を受ける必要があります。また、認証してもらうためには、日本の外務省による公印確認証明が必要とされる場合があります。

帰国前に必ず、証明書などの提出先、出身国の大使館・領事館に問い合わせ、認証が必要かどうかを確認してください。

●外務省大阪分室（公印確認証明書の発行場所） Tel. 06-6941-4700

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館4階

2. 帰国時にすべきことなどについて

電気、ガス、水道、携帯電話、インターネットプロバイダー契約などの解約
住居から退出する日が決まったら、電力会社、ガス会社の営業所や代理店などに連絡し、料金の精算方法などについて指示を受けてください。水道料金の精算は、市町村の水道局へ問い合わせてください。

また、携帯電話、インターネットなどの解約手続きと精算も忘れずに行ってください。

粗大ゴミなどの処理

部屋の中をきれいに掃除し、ゴミは所定の日に所定の場所に捨ててください。特に粗大ゴミの始末はきちんと行ってください。

また、リサイクル料金が必要なエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなどの廃棄には、十分注意してください。

こくみんけんこうほけんしょう へんのう せいさん
国民健康保険証の返納と精算

きこく まえ やくしよ こくみんけんこうほけん か とど で けんこうほけんしょう へんのう せいさん
帰国する前に、役所の国民健康保険課に届け出て、健康保険証の返納と精算の
てつづ おこな てつづ おこな ほけんりよう はら つづ
手続きを行ってください。この手続きを怠ると、いつまでも保険料を払い続け
なければなりません。

ざいりゆう へんのう
在留カードの返納

きこく しゅつこく かうこう へんのう
帰国するときに、出国する空港などで返納してください。

そつぎよう そうふさき とど で
卒業アルバムの送付先の届け出

だいがく そつぎよう りゅうがくせい ばあい そつぎよう ご がつ げ じゅんごろ そつぎようせい
大学の卒業アルバムは、留学生の場合、卒業後の6月下旬頃に、卒業生
ほ しょうにんたく そうふ しょうにん だいがく ばあい
の保証人宅に送付されます。しかし、保証人が大学となっている場合は、その
ままではどこにも送付されません。前もって送付先住所を届け出てください。
かいがい そうふ べつ そうりよう ひつよう
海外への送付は、別途送料が必要です。
だいがくいんせい そつぎよう はいふ
なお大学院生には、卒業アルバムは配布されません。



そつぎようご たんきたいざい
卒業後の短期滞在について

べんがくせい せいり りよう あいさつ ため そつぎようご にほん たいざい
勉学成果の整理や旅行、挨拶などの為に、卒業後もしばらく日本に滞在する
ことを希望する人もいます。その場合、出入国在留管理局に申請す
れば、「短期滞在」の在留資格で最長3カ月まで滞在が許可されることがありま
す。
しんせい ひつよう おも しょうい つぎ
申請に必要な主な書類は次のとおりです。

- ざいりゆうしかくへんこうきよかしんせいしよ
① 在留資格変更許可申請書
- たいざいちゅう いっさい けいひ しべんのうりよく しょう ぶんしよ ほんにんいがい ひと けいひ
② 滞在中の一切の経費の支弁能力を証する文書（本人以外の人が経費
しべん ばあい ひと しべんのうりよく しょう ぶんしよ およ ひと しべん
支弁する場合には、その人の支弁能力を証する文書及びその人が支弁す
るに至った経緯を明らかにする文書）、預金通帳のコピー、送金証明書な
ど
- ③ パスポート
- ざいりゆう
④ 在留カード
- だいがく そつぎようしょうしよ そつぎようしょうめいしよ
⑤ 大学の卒業証書または卒業証明書
- しんせいらいゆうしよ しょうきじゅう
⑥ 申請理由書（書式自由）

X II 相談窓口

ちほうじちたい どうふけん し く ちょうそん べんごしかい し みる がいこくじん
 地方自治体（都道府県や市区町村）や弁護士会などにより、市民や外国人のための
 相談窓口が開設されています。ここに紹介する以外にも、各種相談窓口がそれぞれの
 自治体で開設されていますので、市役所や区役所などにも問い合わせてください。

【大阪府の主な相談窓口】

名 称	内 容	場 所・電話番号	対 応 可 能 言 語
大阪出入国在留管理局 留学・研修審査部門	留学生在留資格 関連資格外活動	大阪市住之江区 0570-064259 +部署番号240	英語、日本語
大阪府外国情報コーナー (公財)大阪府国際交流財団	生活、在留資格、 住宅、福祉など	大阪市中央区 06-6941-2297	英語、日本語、韓国朝鮮語、フィ リピン語、ポルトガル語、スペイン語、タイ 語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール 語
大阪府女性相談センター	DV、ストーカーなど	大阪市中央区 【日本語】 06-6949-6022 06-6946-7890 【外国語】 06-6949-6181	英語、日本語、韓国朝鮮語、フィ リピン語、ポルトガル語、スペイン語、タイ 語、ベトナム語 ※外国語で相談する場合は 外国語専用番号へ
(公財)大阪府国際交流セン ター[アイハウス]	法律相談（予約制）	06-6772-1127	英語、日本語、韓国朝鮮語、フィ リピン語、ベトナム語
	生活相談	06-6773-6533	
外国人在留総合インフォメ ーションセンター	在留手続等	0570-01-3904 (海外・PHS・IP) 03-5796-7112	英語、日本語、韓国朝鮮語、ポ ルトガル語、スペイン語、フランス語、タイ語、 ベトナム語、インドネシア語、ネパール語
大阪法務局内人権相談室 (人権擁護部)	人権相談	大阪市中央区 06-6942-9496 【外国語】 0570-09-0911	英語、日本語、韓国朝鮮語、フィ リピン語、ポルトガル語、ネパール語、イン ドネシア語、タイ語、ベトナム語
法テラス大阪（大阪府 弁護士会総合法律相談セン ター）	法律相談（予約制）	大阪市北区 0570-07-8329	【他言語】 0570-07-8377
	交通事故	大阪市北区 06-6364-8289	
(公財)交通事故紛争処理セ ンター	交通事故関連	大阪市中央区 06-6227-0277	

※受付時間は機関により異なります。各機関のウェブサイトで確認してください。

私費外国人留学生授業料減免の認定条件等に関する申し合わせ

改正：令和 8 年 2 月 24 日

大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程の運用にあたり、その詳細について次のとおり定める。

1. 応募者及び受給者の条件

(1) 対象

学部、大学院の正規課程に在籍する私費外国人留学生を対象とし、前期授業料の減免を受けるためには当該年度の 5 月 31 日までに、後期授業料の減免を受けるためには当該年度の 11 月 30 日までに、「留学」の在留資格を有していることを条件とする。

日本国政府国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、研究生、科目等履修生、短期外国人留学生は対象者に含まれない。

また、学則に定める修業年限を超えて在籍している者も対象外とする。

(2) 減免率

減免率については、大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程第 3 条の内容で取り扱う。

なお、1 回生で通年休学をした場合、復学時の減免率は 1 回生の減免率とする。

(3) 基準

学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難があり、次の基準を満たす者とする。

① 経済状況調査票に記入された経済状況に基づき、経済的理由により修学に困難があると認定されること。なお、経済状況による認定基準は当該年度の文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給条件に準ずる。

② 学部の 2 回生以上については、次の（ア）（イ）いずれか 1 つに該当すること。

（ア）前年度の修得単位数が 30 単位以上であること。半期休学した場合は 15 単位以上であること。

（イ）入学してから前年度までに修得した合計単位数が、学部 3 回生は 60 単位以上、学部 4 回生は 90 単位以上であること。ただし、在籍期間内に休学期間を含む留学生については、必要修得単位数を（ア）に準じて別途算定するものとする。

③ 大学院博士前期課程（修士課程）2 回生については、前年度の修得単位数が 10 単位以上であること。半期休学した場合は 5 単位以上であること。

④ 前年度および当該年度（4、5、6 月）に実施した在籍確認等の結果により、文部科学省および出入国在留管理庁へ所在不明者として報告されていないこと。

2. 減免認定の審査

（1）1.（1）（3）を満たしている者については、原則として申請者全員について減免を認める。ただし、新入生、新編入生については、1.（3）②は適用せず、1.（3）④は当該

年度のみを対象とする。また、その年度の出席状況が著しく不良である者については、減免を認めないことがある。

(2) 1.(3) ②③を満たさない成績不良者であっても、その成績不良が病気等のやむを得ない事由に起因すると認められる場合は、減免を認めることがある。

(3) 休学していた者の審査は、1.(3) ②③の基準は休学前の成績を適用し、1.(3) ④の基準は、休学前の年度（後期休学者は当該年度の前期）および当該年度（後期復学者は、(9、10、11 月)）を対象とする。ただし、1 回生で通年休学をした場合、2.(1) の新入生と同様の審査をする。

(4) その年度に再入学した者の審査は、1.(3) ②③の基準は退学・除籍前の成績を適用し、1.(3) ④の基準は退学・除籍前の年度（後期退学・除籍者は当該年度の前期）および当該年度を対象として行う。ただし、1 回生の前期に退学した場合、2.(1) の新入生と同様の審査をする。

3. 減免の取消し

(1) 減免認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その年度の減免を取り消すことがある。

① 在留資格に変更（留学から他の在留資格）が生じたとき

原則として、前期は当該年度の 9 月 20 日まで、後期は当該年度の 3 月 31 日まで、「留学」の在留資格を有していなければならない。（秋入学者については、前期は当該年度の 3 月 31 日まで、後期は当該年度の 9 月 20 日まで、「留学」の在留資格を有していなければならない。）

② 申請書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき

③ 授業への出席状況が不良である、または在籍確認等の結果により、文部科学省および出入国在留管理庁へ所在不明者として報告されたとき

④ 学則に定める懲戒処分を受けたとき

⑤ 試験に際して不正行為を行ったとき

⑥ 出入国管理に関する法令に違反したとき（在留カード携帯義務違反等の軽微な違反は除く）

⑦ その他減免対象者として不適当と認められるとき

(2) 減免の取消しの決定は、学生部委員会の議を経て学長が行う。

附則（平成 28 年 10 月 25 日）

（施行期日）

この申し合わせは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、3.(1) ①は平成 28 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附則（平成 29 年 9 月 26 日）

（施行期日）

この申し合わせは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 9 月 24 日）

令和元年 9 月 2 日開催の部長連絡会事前打合せにて、入学後の認定単位は修得単位数として取り扱うことが確認された。

附則（令和 4 年 3 月 16 日）

（施行期日）

この申し合わせは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 2 月 24 日）

（施行期日）

この申し合わせは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度以前の入学者については、1.（3）基準④の適用を令和 9 年 4 月 1 日からとする。

在留期間更新許可申請書等にかかわる「所属機関等作成書類」の
発行基準と取り扱い手順

2022 年 3 月 1 日 運用

2026 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 項 文部科学省および出入国在留管理庁より求められる適切な外国人留学生の在籍管理の一環として、外国人留学生の在留期間更新許可申請書等にかかわる「所属機関等作成書類」の発行基準と取り扱い手順を明文化し、厳正な在籍管理と書類発行を行う。

(対象者)

第 2 項 外国籍を持ち外国人留学生として在籍し、「留学」の在留資格を有する者で、在留期間満了に伴い「留学」の在留期間更新許可を申請する者。または、「留学」以外の在留資格を有する者で、「留学」への在留資格変更許可申請を行う者。なお、「留学」から他の在留資格に変更する者を除く。

(発行基準)

第 3 項 所属機関等作成書類は、在留期間満了日直前の成績表に基づき、次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しない者に発行する。ただし、入学または編入学した年度の前期成績発表前に在留期間が満了する者および「留学」への在留資格変更許可申請を行う者には発行する。

（ア） 大学院の留年生のうち、研究科の教育職員の面談により、修了の見込みがないと判断された者。

（イ） 留年生を除く学部生のうち、累積 GPA が 0.500 未満または在学期間 1 年あたりの修得単位が 20 単位未満の者で、学部または学科（以下、学部等という。）の教育職員の面談により、成績改善の見込みがないと判断された者。

（ウ） 学部の留年生のうち、留年の 1 年目で、4 年生までの修得単位が 110 単位未満（編入生の場合は 56 単位未満）の者で、学部等の教育職員の面談により、卒業の見込みがないと判断された者。

（エ） 学部の留年生のうち、留年が 1 年を超えることが確実な者で、学部等の教育職員の面談により、卒業の見込みがないと判断された者。

（オ） 前回の学部等教育職員の面談時に提出した「成績不良または留年の理由書」により、改善の見込みがあると判断された者のうち、今回の学部等教育職員の面談時に提出した「成績不良または留年の理由書」の内容が、前回の内容と照らし合わせ、乖離が著しいと判断された者。

(カ) 研究科または学部、学科（以下、研究科等という。）の教育職員の面談により、出入国管理及び難民認定法の「本邦において行うことができる活動^{※1}」を行っていないことが明らかな者。

※1 本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

(キ) その他、「留学」の在留資格にふさわしくないと判断された者。

（発行不可の決定）

第4項 所属機関等作成書類を発行しない場合は、研究科委員会または教授会の議を経て決定する。ただし、直近の成績発表後から第8項3.の期限までの間に研究科委員会または教授会が開催されない場合、および研究科委員会または教授会開催日までに面談を終えられない場合には、研究科長または学部長に一任する。

（面談により所属機関等作成書類を発行すると決定された場合の必要書類）

第5項 研究科等の教育職員の面談により、所属機関等作成書類を発行すると決定された者は、成績不良または留年の理由書を所属機関等作成書類申込時に学生課に提出する。

2. 研究科等の教育職員による面談の有無に関わらず、所属機関等作成書類を決定すると判断された者のうち、留年生は、教育職員による説明文書も学生課に提出する。

なお、教育職員による説明文書の作成が困難な場合は、学生課が作成する。

（面談により所属機関等作成書類を発行しないと決定された者への対応）

第6項 所属機関等作成書類を発行しないと決定された者に対し、学生課は退学手続きおよび帰国の指導を行い、不法残留の防止に努める。

2. 所属機関等作成書類を発行しないと決定された者が、出入国在留管理局へ、その他の在留資格への変更許可申請を行う場合、学生課はこれを妨げない。
3. 在留資格変更許可申請を行った者が不許可となった場合は、学生課は退学手続きおよび帰国の指導を行い、不法残留の防止に努める。
4. 所属機関等作成書類を発行しないと決定された者が、退学して帰国した後に再入学を希望する場合、学生課は出入国在留管理局への在留資格認定証明書交付申請を行わない。

(所属機関等作成書類を発行し在留期間更新が不許可になった者への対応)

第7項 所属機関等作成書類を発行し、出入国在留管理局へ在留期間更新許可申請を行ったにもかかわらず不許可となった者に対し、学生課は退学手続きおよび帰国の指導を行い、不法残留の防止に努める。

2. 在留期間更新が不許可になった者に対し、研究科等が帰国して学業を継続することを認める場合、学生課はこれを妨げない。
3. 在留期間更新が不許可になった者が、退学して帰国した後に再入学を希望する場合、学生課は出入国在留管理局への在留資格認定証明書交付申請を行わない。

(取り扱い手順)

第8項 学生課は、前期および後期の成績発表ごとに、研究科等の教育職員による面談が必要な対象者を抽出し、研究科等に対象者との面談実施、および所属機関等作成書類発行の可否決定を依頼する。なお、必要に応じて説明文書の作成を研究科等に依頼する。

2. 研究科等の教育職員による面談は、所属機関等作成書類を発行しないと決定された者が、速やかに退学手続きが行える期間とする。
3. 面談実施および所属機関等作成書類発行の可否決定時期は、3月（後期・学年末）の成績発表では、退学手続き（前期・通年）期限の4月20日までとし、9月（前期）の成績発表では、退学手続き（後期）期限の10月15日までとする。
4. 面談が必要な対象者のうち、次の成績発表後に在留期間満了日を迎える者については、注意喚起の面談のみを行い、所属機関等作成書類発行の可否決定を次の成績発表後の退学手続き期限まで保留することができる。
5. 学生課に、在留カードのコピーを提出していないため、面談対象者の抽出から漏れた者や発行基準（カ）および（キ）に該当する者は、その都度必要に応じて対応することとし、退学手続きの期限までに決定できない等の事情により、除籍または授業料等の返還が受けられない場合等は当該学生の責とする。

附則

(運用期日)

この発行基準と取り扱い手順は、2022年3月1日から運用する。

附則（2026年4月1日）

(運用期日)

この発行基準と取り扱い手順は、2026年4月1日から運用する。



〒574-8530 大阪府大東市中垣内 3-1-1

TEL 072-875-3001（代） FAX 072-871-1394（学生課国際交流係）

メールアドレス : ieo@cnt.osaka-sandai.ac.jp